



平成 27 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ローソン
代表者名 代表取締役社長 玉塚 元一
コード番号 2651 東証第一部
問合せ先 理事執行役員 財務経理本部長
高西 朋貴
(TEL. 03-5435-2770)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成27年5月26日開催予定の第40回定時株主総会に、下記のとおり、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1) 当社は、「私たちは、“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」というグループ企業理念のもと、コンビニエンスストアのフランチャイズチェーン本部としての事業を中心に展開しております。また、当社グループでは子会社である株式会社ローソンHMVエンタテイメントを中心に、「エンタメ 360°」のローガン掲げ、お客さまに様々なエンタテイメント関連の商品、サービス等を提供しておりますが、昨年、国内に映画館を展開しているユナイテッド・シネマ株式会社の全株式を取得しており、グループとしての事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）第4号に、「映画に関する事業」を追加するものであります。

さらに、当社グループでは、お客さまがご自宅に居ながらもコンビニエンスストアの利便性を享受できるホームコンビニエンス事業にも注力しておりますが、当社自らが貨物利用運送事業者となり、効率的な物流網の構築を図るため、現行定款第2条（目的）第11号に、「貨物利用運送事業」を追加するものであります。

- (2) 当社定款におきましては社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第24条（社外取締役との責任限定契約）及び第32条（社外監査役との責任限定契約）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第24条及び第32条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第24条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～ (省略) 3. 4. 音楽、演劇、各種イベント等のエンタテインメントに関する事業 5. ～ (省略) 10. 11. 貨物輸送事業及び倉庫業 12. ～ (省略) 23. <p>(社外取締役との責任限定契約) 第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～ (現行どおり) 3. 4. 音楽、映画、<u>演劇</u>、各種イベント等のエンタテインメントに関する事業 5. ～ (現行どおり) 10. 11. <u>貨物輸送事業、貨物利用運送事業</u>及び倉庫業 12. ～ (現行どおり) 23. <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約) 第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u> (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

以 上